

2018年6月12日

お客様各位

株式会社サカイ引越センター

家電リサイクル法に基づく勧告及び報告徴収の受領及び対応について

当社は、奈良・奈良南支社において、2013年4月から2018年4月までの間、お客様より無償で引き取った特定家庭用機器廃棄物（エアコン）957台が不適正に処理をされていた件に関して、本日、経済産業省及び環境省より家電リサイクル法第10条に基づく勧告及び報告徴収を受けました。

関係者の皆さまにご迷惑、ご心配をお掛けしました事を深くお詫び申し上げます。今後このような事を二度と起こさないよう、徹底して参ります。

記

1. 経緯

当社は小売業者に該当するため、引越の際、お客様より引き取った特定家庭用機器廃棄物については指定引取場所へ持ち込み、リサイクルしなければなりません。

今回、5月11日に経済産業省並びに環境省の立ち入り検査を受け、詳細な社内調査を行った結果、奈良支社と奈良南支社の一部従業員が、お客様より無償で引き取ったエアコンを廃棄物業者に持ち込み不適正に処理しており、家電リサイクル法第10条に違反していたことが判明いたしました。

なお、この調査事実を、5月31日付にて経済産業省並びに環境省に報告いたしました。

2. 件数

全社を調査した結果、奈良支社と奈良南支社において2013年度から2018年度の5年間で957台、不適正に処理をされていた事を確認致しました。

3. 今後の対応

当社と致しましては、管理体制が不十分であったことを重く受け止め、管理本部長を委員長とする調査対策委員会を立ち上げ、その背後要因を踏まえた、実効性ある再発防止対策を検討し、既に実施しております。

具体的には、集合研修及びインターネット教育ツールを使用した社内教育を継続徹底して参ります。さらに、エアコンの取り外しのみのお客様には、引越完了後に当社従業員による不適切な引き取りがなかったかを確認するなど、チェック体制の強化を実施しております。

以上